

第23期第2回農業委員会総会

◇日時

平成29年8月14日(月)午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 鈴木勇作 2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博
5番 小町江津子 6番 宮崎邦康 7番 細井洋治 8番 鈴木 実
9番 川島弘治 10番 木野秀俊 11番 篠 吉和 12番 木野篤志
13番 紅林隆男

◇欠席委員

◇議事録署名委員

4番 野島喜博 5番 小町江津子

◇事務局

青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島

◇会議に付した事項

報告第1号 農地法第3条の規定による届出について(専決)
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について(専決)
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長

本日は、第2回の総会ですが皆さんの協力を得て昭島の農地を守っていく大事な総会の事実上第1回目となります。これから3年間宜しくお願いします。それでは只今から、第2回農業委員会総会を開催致します。それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は4番 野島委員 5番 小町委員 を指名します。

議長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

報告第1号 農地法第3条の規定による届出について (1件)
報告第2号 農地法第4条の規定による届出について (3件)
報告第3号 農地法第5条の規定による届出について (2件)

議長

それでは、報告第1号 農地法第3条の届出について専決した内容について事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。報告第1号 農地法第3条に規定による届出について 専決。番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積333㎡ 番号1-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積787㎡ 面積合計1,120㎡ 届出人は、■■■■■ ■■■■■ 届出事由は、相続。平成28年1月15日■■■■■氏 死亡のため。
以上、宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の2番 谷部委員説明願います。

2番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。調査年月日 平成29年8月9日 土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■交差点を50m西に進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、西端より生姜、茄子、トマト、ミニトマト、里芋、キュウリ、シシトウ、ピーマン、ネギ、インゲン、人参、オクラ等が作付けされていました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、畑。西は、住宅。北は、空き地に面しています。

転用事業の関連する特記事項は、特にありません。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局の説明のとおりです。調査年月日は、平成29年8月9日 土地の案内につきましては、■■■■■交差点より20m東に進みT字路を左折し50m北へ進んだ交差点を左折した■■■■■を250m北へ進み十字路を右折した10m先の左側の農地です。農地の状況ですが、南からツルなしインゲン、里芋、ネギ、落花生、トマト、シシトウ、ピーマン、カボチャ、茄子、生姜、八つ頭、アスパラ、サツマイモ、キャベツ、ツルありインゲン、人参、パプリカ等の多品種を少量ずつ作付けされ、北端に柿の木が植栽されていました。周囲の状況ですが、東は、集合住宅。南は、道路。西は、通路、畑。北は、駐車場。転用事業の関連する特記事項は、特にありません。

以上でございます。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第3条の規定による届出について 専決につきましては、報告どおりご了承をお願いします。

議長

次に、報告第2号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況更地 面積26㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、自用住宅でございます。以上、宜しくお願い致します。

議長

続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員

はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年8月9日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■交差点より■■■■■を南へ80m進んだ右側の土地です。農地の状況は、雑草が少し有り、野菜の鉢植えが有ります。周囲の状況は、東は、道路。南側は、住宅。西側は、空き地。北側は、住宅です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議長

以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議長

次に、報告第2号 番号2 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長

はい、事務局 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積165㎡ 届出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、駐車場。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きます、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の4番 野島委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年8月7日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■交差点より西へ約140m進んだ左側の土地です。農地の状況は、アスファルト敷きの駐車場です。周囲の状況は、東は、番号3で転用の出ている駐車場。南側は、道路。西側は、駐車場。北側は、住宅です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号3 農地法第4条の規定による届出について、事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局 報告第2号 農地法第4条の規定による届出について（専決）番号3 所在 ■■■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積165㎡ 届出人は、■■■■■ ■■■■■ 転用目的は、駐車場。以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きます、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の4番 野島委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局長から説明のあったとおりです。平成29年8月7日に調査を行いました。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■交差点より西へ約140m進んだ左側の土地で番号2の西側です。農地の状況は、アスファルト敷きの駐車場です。周囲の状況は、東は、駐車場。南は、道路。西は、住宅。北は、住宅です。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局、報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号1 所在 ■■■■■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積691㎡。譲受人は、■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 譲渡人は、■■■■■ ■■■■■ です。転用目的は、所有権移転で分譲住宅でございます。以上、宜しく申し上げます。

議 長 続きます、当該農地の利用状況について説明願います。
10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年8月9日 土地の案内と致しましては、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■の西側駐車場を40m進んだ突き当りの土地です。農地の状況ですが、現在、宅地造成中でございます。周囲の状況ですが、東は、駐車場跡地の

造成中。南は、アパート。西は、畑。北は、畑です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第3号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明をお願いします。

事務局長 はい、事務局、報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積345㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積9.44㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積228㎡ 面積合計582.44㎡ 譲受人は、■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 譲渡人は、■■■■■ ■■■■■ です。転用目的は、所有権移転で分譲戸建用地でございます。以上、宜しくお願いします。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。3番 杉崎委員説明願います。

3番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成29年8月9日 土地の案内と致しましては、■■■■■■交差点を南へ160m進み■■■■■■交差点を左折し、100m進んだ先を斜め左側に入り120m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、■■■■■■と■■■■■■■■は砂利敷きの駐車場で11台分でした。■■■■■■■■は、ブルーベリーが6本作付けされておりました。ブルーベリーの周りを防鳥ネットで囲ってありました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、4m道路。西は、4m道路。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 以上で農業委員会総会を閉会させていただきます。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		